

施設サービス 料金表

(1) 介護サービス料金表 基本型 (地域加算を含む)

要介護区分状態	利用者負担1割		利用者負担2割		備考
	利用料1日	利用料30日	利用料1日	利用料30日	
要介護1	829円	24,870円	1,658円	49,740円	
要介護2	881円	26,430円	1,762円	52,860円	
要介護3	949円	28,470円	1,898円	56,940円	
要介護4	1,005円	30,150円	2,009円	60,270円	
要介護5	1,058円	31,740円	2,116円	63,480円	

介護サービス料金表 在宅強化型 (地域加算を含む)

要介護区分状態	利用者負担1割		利用者負担2割		備考
	利用料1日	利用料30日	利用料1日	利用料30日	
要介護1	911円	27,330円	1,821円	54,630円	
要介護2	990円	29,700円	1,980円	59,400円	
要介護3	1,060円	31,800円	2,120円	63,600円	
要介護4	1,121円	33,630円	2,241円	67,230円	
要介護5	1,176円	35,280円	2,352円	70,560円	

介護サービス利用料 (各種加算)

加算項目	利用者負担1割		利用者負担2割		備考
	利用料1日	利用料30日	利用料1日	利用料30日	
夜勤職員配置加算	26円	780円	51円	1,505円	夜間職員配置基準を満たした場合算定
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	270円		540円		月一回以上ADL等の評価を行い、計画書の見直しをする。LIFEを用いて提出。必要に応じて提出情報を活用し、入所日より3ヶ月以内の期間に限る
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	209円		418円		入所日より3ヶ月以内の期間に限る
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	251円		502円		入所日より3ヶ月以内の期間に限り、1週間に3度を限度とする。退所後生活する居宅又は社会福祉施設を訪問する。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	126円		251円		入所日より3ヶ月以内の期間に限り、1週間に3度を限度とする
認知症ケア加算	80円	2,383円	159円	4,766円	認知症の入所者に対して介護老人保健施設サービスを行った場合算定
若年性認知症受入加算	126円	3,762円	264円	7,901円	若年性認知症入所者を受入れた場合算定
保健施設在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	54円	1,620円	107円	3,210円	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)イⅠ一、イⅠ三、ロⅠ一、ロⅠ三を算定する場合
保健施設在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	54円	1,620円	107円	3,210円	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)イⅠ二、イⅠ四、ロⅠ二、ロⅠ四を算定する場合
外泊時の算定	379円		757円		月6日を限度(基本料金に替えて)
外泊時サービス利用費用	836円		1,672円		外泊時、施設の在宅サービスを利用した場合
初期加算(Ⅰ)	63円	1,890円	126円	3,780円	入所日から30日間算定。急性期医療機関の一般病棟への入院後30日以内に老健入所した方

初期加算（II）	32円	960円	63円	1,890円	入所日から30日間算定
再入所時栄養連携加算	210円		418円		再入所時に管理栄養士が連携した場合
入所前後訪問指導加算（I）	471円		941円		退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合※
入所前後訪問指導加算（II）	502円		1,004円		※にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
試行的退所時指導加算	418円		836円		退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算（I）	523円		1,045円		居宅に退所した場合 主治医に対して、情報提供を行った
退所時情報提供加算（II）	262円		523円		医療機関に退所した場合 主治医に対して、情報提供を行った
入退所前連携加算（I）	627円		1,254円		居宅介護支援事業所と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、必要な情報提供を行った場合
入退所前連携加算（II）	418円		836円		居宅介護支援事業所に情報提供を行った場合
訪問看護指示加算	314円		627円		訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付した場合
栄養マネジメント強化加算	12円	360円	23円	690円	一日につき
経口移行加算	30円	878円	59円	1,756円	経管により食事を摂取されている入所者の方毎に経口移行計画を作成し、栄養管理を行った場合
経口維持加算（I）		418円		836円	一月につき
経口維持加算（II）		105円		209円	一月につき
口腔衛生管理加算（I）		95円		189円	一月につき
口腔衛生管理加算（II）		115円		230円	一月につき
療養食加算	7円	630円	13円	1,129円	1食当たり、30日は90食で計算 1日に3回を限度
かかりつけ医連携薬剤調整加算（I）イ	147円		293円		入院前の主治医と連携した場合 一回限り
かかりつけ医連携薬剤調整加算（I）ロ	74円		147円		一回限り
かかりつけ医連携薬剤調整加算（II）	251円		502円		一回限り（LIFEに提出）
かかりつけ医連携薬剤調整加算（III）	105円		209円		一回限り（退所時に1種類以上減薬）
緊急時治療管理	542円		1,083円		入所者の病状が著しく変化した時に緊急的な医療行為を行った場合
所定疾患施設療養費Ⅰ	250円		500円		別に厚生労働大臣が認める入所者（※1）に対し、投薬、注射、処置等を行った場合
所定疾患施設療養費Ⅱ	502円		1,004円		上記に対して、医師が感染症対策に関する研修を受講していること
認知症専門ケア加算（I）	4円	94円	7円	189円	専門的な認知症ケアを行った場合
認知症専門ケア加算（II）	5円	126円	9円	251円	専門的な認知症ケアを行った場合 医師が、認知症状を認め、緊急入所が適当と判断した者に対して、入所した日から7日間を限度として算定
認知症ケア推進加算（I）		157円		314円	一回限り
認知症ケア推進加算（II）		126円		251円	一回限り
認知症緊急対応加算	209円		418円		専門的な認知症ケアを行った場合 医師が、認知症状を認め、緊急入所が適当と判断した者に対して、入所した日から7日間を限度として算定 認知症のおそれのある入所者を専門的な医療機関に紹介した場合

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（I）		56円		111円	一月につき
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（II）		35円		69円	一月につき
褥瘡マネジメント加算（I）		4円		7円	<p>イ、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出</p> <p>ロ、イの評価をもとに褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごと多職種共同で褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること</p> <p>ハ、褥瘡ケア計画に従い、褥瘡管理を実施。また定期的に記録をしている。</p> <p>二、イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、褥瘡ケア計画の見直しをしている。</p>
褥瘡マネジメント加算（II）		14円		28円	<p>褥瘡マネジメント加算（I）の要件をいずれも適合し、イの評価を基に施設入所時に褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がないこと</p> <p>一月につき1回 L I F E 前提</p>
排せつ支援加算（I）		11円		21円	<p>イ、排せつ介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに少なくとも六月に一回評価を行い、その評価等を厚生労働省に提出し、排泄支援にあたって当該情報等を活用していること</p> <p>ロ、イの評価の結果、多職種にて排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成支援を継続して実施していること</p> <p>ハ、イの評価を基に少なくとも三月に一回、支援計画を見直していること</p> <p>一月につき1回 L I F E 前提</p>
排せつ支援加算（II）		16円		32円	<p>排せつ支援加算（I）の算定要件を満たす施設にて要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないかつ、オムツ使用あり使用なしに改善していること</p> <p>一月につき L I F E 前提</p>
排せつ支援加算（III）		21円		42円	一月につき
自立支援推進加算		314円		627円	一月につき L I F E 前提
科学的介護推進体制加算（I）		42円		84円	<p>入所者利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること</p> <p>一月につき L I F E 前提</p>
科学的介護推進体制加算（II）		63円		126円	<p>入所者利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報と疾病の状況及び服薬情報を厚生労働省に提出していること</p> <p>一月につき L I F E 前提</p>
安全対策体制加算	21円		42円		一回に限り
高齢者施設等感染対策向上加算（I）		11円		21円	一月につき
高齢者施設等感染対策向上加算（II）		6円		11円	一月につき
新興感染症等施設療養費		251円		502円	一月に一回5日を限度
生産性向上推進体制加算（I）		105円		209円	一月につき

生産性向上推進体制加算(II)		11円		21円	一月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23円	690円	46円	1,380円	介護職員の総数のうち介護福祉士80%以上勤続10年以上の介護福祉士35%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19円	565円	37円	1,129円	介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円	189円	13円	377円	直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上30%以上
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)					所定単位数×75／1000
協力医療機関連携加算1		53円		105円	①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。※協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。
協力医療機関連携加算2		6円		11円	上記以外の協力医療機関と連携している場合

※ 基本費用と加算の合計に対し介護職員等処遇改善加算の7.5%を乗じたものがサービス利用料の合計金額となります。

※1 イ. 肺炎の者、ロ. 尿路感染症の者、ハ. 带状疱疹の者、二. 蜂窩織炎の者、ホ. 慢性心不全

(2) その他の利用料

項目	利用料1日	利用料30日	備考
居住費	487円	14,610円	利用者負担段階 第4段階の方
	430円	12,900円	利用者負担段階 第3段階～第2段階の方
	0円	0円	利用者負担段階 第1段階の方
食費	1,580円	47,400円	利用者負担段階 第4段階の方
	1,360円	40,800円	利用者負担段階 第3段階②の方
	650円	19,500円	利用者負担段階 第3段階①の方
	390円	11,700円	利用者負担段階 第2段階の方
	300円	9,000円	利用者負担段階 第1段階の方
二人部屋	1,000円	30,000円	特別な室料 希望された場合
日用品費	100円	3,000円	日常生活に要する費用
教養娯楽費	70円	2,100円	レクリエーション費用
理容代	1,200円		カットのみ
	1,700円		カット・顔そり
	2,000円		カット・シャンプー・顔そり
洗濯機	200円／1回		利用された場合コイン式にて徴収
乾燥機	100円／30分		利用された場合コイン式にて徴収
TVカード	3000円／1枚		カード販売機にて販売
文書料	1,000円～／1通		

(1) - 2 介護サービス料金表 基本型（地域加算を含む） 利用者負担3割

要介護区分状態	利用者負担3割		備考
	利用料1日	利用料30日	
要介護1	2,486円	74,580円	
要介護2	2,643円	79,290円	
要介護3	2,847円	85,410円	
要介護4	3,013円	90,390円	
要介護5	3,173円	95,190円	

介護サービス料金表 在宅強化型（地域加算を含む）

要介護区分状態	利用者負担3割		備考
	利用料1日	利用料30日	
要介護1	2,731円	81,930円	
要介護2	2,969円	89,070円	
要介護3	3,179円	95,370円	
要介護4	3,361円	100,830円	
要介護5	3,527円	105,810円	

介護サービス利用料（各種加算）

加算項目	利用者負担3割		備考
	利用料1日	利用料30日	
夜勤職員配置加算	76円	2,280円	夜間職員配置基準を満たした場合算定
短期集中リハビリテーション実施加算（I）	809円		月一回以上ADL等の評価を行い、計画書の見直しをする。LIFEを用いて提出。必要に応じて提出情報を活用し、入所日より3ヶ月以内の期間に限る
短期集中リハビリテーション実施加算（II）	627円		入所日より3ヶ月以内の期間に限る
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	753円		入所日より3ヶ月以内の期間に限り、1週間に3度を限度とする。退所後生活する居宅又は社会福祉施設を訪問する。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	377円		入所日より3ヶ月以内の期間に限り、1週間に3度を限度とする
認知症ケア加算	239円	7,170円	認知症の入所者に対して介護老人保健施設サービスを行った場合算定
若年性認知症受入加算	377円	11,310円	若年性認知症入所者を受入れた場合算定
保健施設在宅復帰在宅療養支援加算I	107円	3,210円	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）イI一、イI三、ロI一、ロI三を算定する場合
保健施設在宅復帰在宅療養支援加算II	145円	4,350円	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）イI二、イI四、ロI二、ロI四を算定する場合
外泊時の算定	1,135円		月6日を限度（基本料金に替えて）
外泊時サービス利用費用	2,509円		外泊時、施設の在宅サービスを利用した場合
初期加算（I）	189円	5,643円	入所日から30日間算定。急性期医療機関の一般病棟への入院後30日以内に老健入所した方
初期加算（II）	94円	2,822円	入所日から30日間算定
再入所時栄養連携加算	1,254円		再入所時に管理栄養士が連携した場合
入所前後訪問指導加算（I）	1,411円		退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合※

入所前後訪問指導加算（II）	1, 505円				※にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
試行的退所時指導加算	1, 254円				退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算（I）	1, 568円				居宅に退所した場合 主治医に対して、情報提供を行った
退所時情報提供加算（II）	784円				医療機関に退所した場合 主治医に対して、情報提供を行った
入退所前連携加算（I）	1, 881円				居宅介護支援事業所と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、必要な情報提供を行った場合
入退所前連携加算（II）	1, 254円				居宅介護支援事業所に情報提供を行った場合
訪問看護指示加算	941円				訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付した場合
栄養マネジメント強化加算	35円	1, 050円			低栄養状態を改善するための計画を行った場合
経口移行加算	88円	2, 640円			経管により食事を摂取されている入所者の方毎に経口移行計画を作成し、栄養管理を行った場合
経口維持加算（I）		1, 254円			一月につき
経口維持加算（II）		314円			一月につき
口腔衛生管理加算（I）		298円			一月につき
口腔衛生管理加算（II）		345円			一月につき
療養食加算	19円	1, 710円			1食当たり、30日は90食で計算 1日に3回を限度
かかりつけ医連携薬剤調整加算（I）イ	314円				入院前の主治医と連携した場合 一回限り
かかりつけ医連携薬剤調整加算（I）ロ	220円				一回限り
かかりつけ医連携薬剤調整加算（II）	753円				一回限り
かかりつけ医連携薬剤調整加算（III）	314円				一回限り
緊急時治療管理1	1, 624円				入所者の病状が著しく変化した時に緊急的な医療行為を行った場合
所定疾患施設療養費 I	750円				別に厚生労働大臣が認める入所者（※1）に対し、投薬、注射、処置等を行った場合
所定疾患施設療養費 II	1, 505円				上記に対して、医師が感染症対策に関する研修を受講していること
認知症専門ケア加算（I）	10円	300円			専門的な認知症ケアを行った場合
認知症専門ケア加算（II）	13円	390円			専門的な認知症ケアを行った場合 医師が、認知症状を認め、緊急入所が適当と判断した者に対して、入所した日から7日間を限度として算定
認知症ケア推進加算（I）	471円				一回限り
認知症ケア推進加算（II）	377円				一回限り
認知症緊急対応加算1	627円				専門的な認知症ケアを行った場合 医師が、認知症状を認め、緊急入所が適当と判断した者に対して、入所した日から7日間を限度として算定 認知症のおそれのある入所者を専門的な医療機関に紹介した場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（I）		167円			一月につき
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（II）		104円			一月につき

褥瘡マネジメント加算（I）		10円			一月につき
褥瘡マネジメント加算（II）		41円			一月につき
排せつ支援加算（I）		32円			イ、排せつ介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに少なくとも六月に一回評価を行い、その評価等を厚生労働省に提出し、排泄支援にあたって当該情報等を活用していること。 ロ、イの評価の結果、多職種にて排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成支援を継続して実施していることハ、イの評価を基に少なくとも三月に一回、支援計画を見直していること 一月につき1回 LIFE 前提
排せつ支援加算（II）		48円			排せつ支援加算（I）の算定要件を満たす施設にて要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない又は、オムツ使用あり使用なしに改善していること 一月につき LIFE 前提
排せつ支援加算（III）		63円			排せつ支援加算（I）の算定要件を満たす施設にて要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないかつ、オムツ使用あり使用なしに改善していること 一月につき LIFE 前提
自立支援推進加算		941円			一月につき
科学的介護推進体制加算（I）		126円			入所者利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること 一月につき LIFE 前提
科学的介護推進体制加算（II）		189円			入所者利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること 一月につき LIFE 前提一月につき
安全対策体制加算		63円			一回限り
高齢者施設等感染対策向上加算（I）		32円			一月につき
高齢者施設等感染対策向上加算（II）		16円			一月につき
新興感染症等施設療養費		753円			一月に一回5日を限度
生産性向上推進体制加算（I）		314円			一月につき
生産性向上推進体制加算（II）		32円			一月につき
サービス提供体制強化加算（I）	69円	2,070円			介護職員の総数のうち介護福祉士70%以上勤続10年以上の介護福祉士35%以上
サービス提供体制強化加算（II）	57円	1,710円			介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化加算（III）	19円	570円			看護・介護職員の総数のうち、常勤職員75%以上
サービス提供体制強化加算（IV）	19円	570円			直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上30%以上
介護職員等待遇改善加算（I）					所定単位数×75／1000

協力医療機関連携加算 1		157円			①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。※協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。
協力医療機関連携加算 2		16円			上記以外の協力医療機関と連携している場合